



2024年12月20日

各位

会社名 株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 中村 賀一
(コード番号: 6092 東証スタンダード市場)
問合せ先 経理部長 田中 雅弘
TEL 03-5297-7155 (代表)

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2025年3月19日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 18,600株
(3) 処分価額	1株につき580円
(4) 処分総額	10,788,000円
(5) 割当予定先	当社従業員 7名 3,400株 当社子会社取締役 4名 4,000株 当社子会社従業員 38名 11,200株

2. 処分の目的及び理由

2019年5月22日付「譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下、「対象従業員等」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的かつ企業価値の向上を図ることを目的として、また、付与される株式に譲渡制限期間を設定することで、継続的な勤務を促すことを目的として、特定譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2019年5月22日の取締役会で決議しております。

その上で、当社及び当社子会社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、当社子会社の取締役（以下、「対象取締役」といいます。）並びに当社及び当社子会社の従業員（以下、「対象従業員」といいます）、対象取締役と総称して「割当対象者」といいます。）49名に対して金銭報酬債権を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、割当対象者49名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式18,600株（以下、割当対象者向けに処分する株式と総称して「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社は割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

<対象取締役を対象とする本割当契約>

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2025年3月19日（以下、「本処分期日」という。）から当社子会社の取締役の地位を喪失す

る日又は本処分期日の属する事業年度経過後3ヵ月を超える日のいずれか遅い日までの間（以下、「対象取締役譲渡制限期間」といいます。）割当てを受けた本割当株式（以下、「取締役向け本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が取締役向け本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、当該対象取締役が保有する取締役向け本割当株式の全部について、対象取締役譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、死亡により退任した場合、対象取締役が保有する取締役向け本割当株式のうち全株式について、当該退任の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、死亡による退任以外の理由により退任した場合には、当社は当該対象取締役が保有する取締役向け本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない取締役向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する取締役向け本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない取締役向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

<対象従業員を対象とする本割当契約>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、本割当株式の払込期日から2026年3月18日までの間（以下、「対象従業員譲渡制限期間」といいます。）割当てを受けた本割当株式（以下、「従業員向け本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が対象従業員譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、当該対象従業員が保有する従業員向け本割当株式の全部について、対象従業員譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない従業員向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象従業員譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する従業員等向け本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、

これを切り捨てます。)について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない従業員等向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

4．本割当株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

5．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日(2024年12月19日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である580円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上